

広 工 環 第 9 1 号

平成21年4月17日

広島市長 秋 葉 忠 利 様
(環 境 局 施 設 部 施 設 課)

広島市長 秋 葉 忠 利
(環境局エネルギー・温暖化対策部環境保全課)

恵下埋立地（仮称）整備事業に係る環境影響評価実施計画書について（通知）

このことについて、広島市環境影響評価条例第10条第1項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見を述べます。

恵下埋立地(仮称)整備事業に係る環境影響評価実施計画書について

(市長意見)

本事業は、現在稼働中の玖谷埋立地の後継施設として、市民が日々排出する不燃ごみや清掃工場で発生する焼却灰及び災害時に発生する緊急搬入ごみなどを、将来にわたって環境保全上支障なく、適正に処分するために最終処分場を整備しようとするものである。

事業予定地は周囲を森林に囲まれた自然の豊かな谷あいには計画されており、埋立期間も長期間に及ぶことから、事業の実施にあたっては、これまでの埋立事業で蓄積した環境保全に係るノウハウを最大限活用するとともに、周辺地域の生活環境や自然環境に対する影響を可能な限り回避・低減したものとすべきである。

こうしたことから、本事業に係る環境影響評価が適切に実施され、その結果を環境保全措置をはじめとした本事業の内容に適切に反映させるため、市民からの意見及び広島市環境影響審査会からの答申を最大限に尊重し、市長意見を述べる。

1 全体的事項

- (1) 環境影響評価準備書には、施設の構想段階や工事計画の検討段階において環境保全に関連して検討した内容やデータ等についても記載すること。
- (2) 環境影響評価準備書には、市民にわかりやすい用語、表現及び正式名称を用い、専門用語を用いる場合は、用語の解説を添付すること。
- (3) 事業を進めるにあたっては、住民に対し十分な説明を行うとともに、住民の疑問、意見には誠意をもって対応すること。

2 事業計画

- (1) 事業予定地は、降水量が多く、崩壊しやすい花崗岩や泥質岩を基盤とする谷あいに予定されていることから、造成や関連施設の構築に対しては防災対策に特に配慮する必要がある。このため、事業予定地及び周辺の集水域も対象に広範囲に調査を行い、十分な防災対策を検討すること。

- (2) 豪雨時の集水、排水対策を十分検討するとともに、環境影響評価準備書には雨水、浸出水等系統毎に分かりやすく記載すること。
- (3) 埋立地辺縁部に設けられる雨水側溝については、転落した動物の脱出に配慮した構造とするなど、周辺に生息する生物への影響をできる限り低減する適切な措置を検討すること。
- (4) 埋立期間中に市民のための跡地利用を計画する場合には、大気汚染や騒音等の環境保全上の措置についても検討すること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 共通事項

ア 事業の実施により変化することが想定される土壌環境や水環境等の環境要素については、将来の環境の状況と比較できるよう、あらかじめ十分な調査を行い、必要なデータを収集しておくこと。

イ 環境影響評価準備書には、単に予測の結果を記載するだけでなく、予測の際に設定した環境影響の発生源のデータについても併せて記載すること。

(2) 大気質、騒音及び振動について

ア 工事用資材等の搬出入及び埋立ごみ運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の予測、評価にあたっては、現況を十分に把握した上で、生活環境保全上最も支障が生じるおそれのある地点を選定して予測評価し、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。

イ 環境影響を受ける範囲であると認められる地域として記載された地域以外においても、工事用車両等の走行に伴う影響について配慮し、地域の住民に十分説明するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 水質、地下水汚染及び土壌汚染について

土壌については、本事業は地盤を改変する面積も広く、また発生する掘削土砂を覆土として利用する計画であることから、土壌中の重金属類等について必要な調査を行い、現状を十分に把握すること。

また、その調査結果に基づいて、河川や地下水の汚染、土壌汚染が発生しない

よう、あらかじめ十分な対処方法を検討すること。

(4) 動物、植物について

事業予定地及びその周辺には、貴重な動物、植物が生息生育し、生物に関する重要な研究の場であることから、動物、植物の生息生育状況調査を行う際には、既存の研究資料等も参考に、事業計画地の周辺地域も含めて十分な調査を行うこと。

また、その調査結果に基づいて、開発により生息生育環境が失われる貴重な動物、植物については、必要な環境保全措置を検討すること。